

自治基本条例の項目	改革区分	実施項目	具体的な取り組み項目	
1. 情報共有制度 (第4条~第8条)	1. 町民に開かれた議会	1. 議会情報の公開	議会年報の作成・公開の検討 議長交際費の支出基準と公開の検討 公共施設・コンビニ等での議会日程の掲示方法等の検討 選挙公報の発行、立会演説会の検討 ホームページの管理運営(最新情報) 傍聴者に審議資料配布(議案書の貸出) 広報広聴常任委員会の活動 (全体の年間スケジュール計画要)	
		2. 議会報告会		
2. 町民参加 (第9条~第10条)	1. 町民に親しまれる議会	1. 議会懇談会	広報広聴常任委員会の活動 (全体の年間スケジュール計画要) 広報広聴常任委員会の活動 (全体の年間スケジュール計画要) 委員会条例明記又は実施要綱 (開催のルール化) 会議後の傍聴者との懇談 メール、ファックスによる意見	
		2. 分科会の積極的な活動		
		3. 移動常任委員会の開催		
		4. 町民から意見を聞く機会の拡充		
3. 議会の基本的事項 (第15条~第18条)	1. 議員の政策能力向上	1. 議決事件の追加 (自治法第96条第2項)	姉妹都市、町の宣言 公的、任意機関の検討 専門的知見の活用(自治法100の2) 委員会の議案提出の活発化 代表質問及び一般質問のあり方検討 本会議終了後の一般質問・議会運営の検討会(議会運営委員会)の検討	
		2. 政策研究会の設置		
		3. その他の政策能力向上		
	2. 議員の倫理	1. 倫理条例の改正	自浄規定、制裁規定、請求基準緩和 議員の出席状況の公表 議員の議案賛否状況の公表	
		2. 議員活動の公表		
	3. 議員定数と議員報酬			
	4. 議会の運営 (第19条~第21条)	1. 本会議の運営	1. 通年議会の本格実施	自治法180の専決処分の委任 実施のルール化
			2. 自由討議・質疑の反問	
		2. 委員会の運営	1. 委員会の活性化	委員会の夜間開催 委員会の政策形成過程への積極的関与 広報広聴常任委員会の積極的活動 移動常任委員会の活発化 公聴会・参考人制度の積極的活用 議員同士の討議を原則
2. 委員会の自由討議				